

会 議 録

1 会議名

第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 開会（公開）

(2) 挨拶（公開）

(3) 議題（公開）

ア 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る実態調査について

イ 第3次地域福祉計画について

ウ 障害者の差別解消に関連する動向についての情報提供

話題提供者：社会福祉法人みんなでいきる 片桐 公彦 委員

エ 令和5年度以降の協議会について

オ 差別事例について

3 開催日時

令和4年10月21日（金） 午前10時から午前11時30まで

4 開催場所

上越市役所 木田第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：河合委員（会長）、朝日委員、西山工三委員、鈴木委員、遠藤委員、大山委員（副課長）、片桐委員、西山俊彦委員、池亀委員、宮下委員、森本委員、阿部委員、田中委員、佐藤委員、塩崎委員
- ・ 事務局：福祉課 宮崎課長、八木副課長、太田係長、武田主任、清水主事

8 発言の内容 (要旨)

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 議題

ア 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る実態調査について

武田主任 「資料1」について説明

佐藤委員 調査票③、調査票④について、記述式での回答になっているが、何か意図があるのか。

八木副課長 このアンケートについては、障害福祉計画の策定を目的としており、今後の障害福祉サービスの見込み量を立てるため、障害福祉サービス提供施設の整備計画や、障害者団体に寄せられるご意見などを記述してもらう形とした。

また、差別に関する事案があれば、そこに記載していただいたり、ヒアリングも予定しており、その際にお聞きすることとしている。

イ 第3次地域福祉計画について

宮崎課長 「資料2-1、2-2」について説明

河合会長 特にご意見等ないため、資料に基づき進めていただきたい。

ウ 障害者の差別解消に関連する動向について

片桐委員 障害者差別解消法について、情報提供させていただく。平成29年から令和3年末まで厚生労働省で虐待防止専門官の仕事をしており、障害者差別解消法に少し関わりもあって、今回このような機会をいただいた。

まず、障害者差別解消法の法改正について情報提供させていただく。

今回法改正がなされ、大きく分けて2つ変更が行われた。

1つは、国及び地方公共団体の連携協力、支援体制強化に関する強化策が追加されたことである。

2つ目は、合理的配慮が義務化されたことである。これまで、行政機関のみが義務であり、事業者は努力義務だったものが、過度な負担がない範囲で合理的配慮を行うことが義務となった。この公布日が令和3年6月4日であり、3年を超えない範囲内（令和6年6月ま

で)において施行するとなっている。国が事業者側の負担を踏まえ、3年間の周知期間も含めて準備期間を設けている。

例えば、採用面接時に車椅子の方が来る可能性がある場合、その方に配慮した面接場所を設定したり、学習障害があり文字の認識が難しい場合、求められた配慮に応じたりする必要がある。商工会議所の会員である企業では、この法改正を知らない方もいるのではないかと感じている。今後協議会の中で、企業での差別の案件が挙がってくる可能性があると思われる。

次に、障害者権利条約について情報提供させていただく。障害者差別解消法の根っこになっているものが障害者権利条約であり、障害のある方の人権や基本的自由を確保して、尊厳を保証していきましょうという国際的に申し合わせたルールである。これに、日本は少し遅れて2014年に批准したが、国連が障害者権利条約を採択してから、日本が批准するまでに時間がかかっているのは、障害者差別解消法や障害者雇用促進法など障害者権利条約に該当する法の法改正を行い、整備を行った上で、国連に批准しましょうという流れになったためである。この流れの中で、障害者差別解消支援地域協議会が各自治体に設置されている。

今年、8月22日・23日にスイス・ジュネーブにて国連の障害者権利委員会による対日審査が行われ、9月9日にその結果が勧告された。障害者差別解消法の制定・改正や、障害者雇用促進法の改正、旧優性保護法で強制不妊治療を行った方への一括補償などについて、評価されている。

一方で、指摘も受けている。

1つ目は、精神科病院への強制入院である。医療保護入院や措置入院は廃止するよう求められた。

2つ目は、教育分野。特別支援学校の分離教育を廃止して、全ての人が同じ場で教育を受けるようにすべきとされている。

これらは、国際的な枠組みの中で出てきたもので、自分たちのところとは遠く離れた世界かもしれないが、こういったものに応じて、国が法改正を行ったり、当事者の方々から権利や勧告内容について

声が上がってくる可能性が今後あるのではと考えている。

3つ目に、障害者の入所施設。固定された環境で暮らす入所施設やグループホームなどを廃止するよう求められた。現実的に、かなりハードルが高い勧告でもあるが、何らかの形で国は前に進めるのではないかと思われる。

また、当事者の参加も重要視されている。

例えば、この協議会の場面で考えていくと、会議資料が当事者の方々に配慮した形になっているかというのが問われるのではないかと。調査票①～④のように、ルビを振ったアンケートを作っていたのは大変素晴らしい。障害のある方にわかやすい配慮をしていくという考えはとても良いが、これが知的障害の方にとっては難しいと感じる方もいる。

例えば、居宅介護は、「障害のある人がご家族と一緒に暮らしたり、一人暮らしをしたりするときに、生活のお手伝いをします」、生活介護は、「障害のある人が日中に通って、作品を作ったり、スポーツをしたり、作業をする場所です」に変わると当事者に伝わるよう配慮していることがより強調されていくのではと感じた。

塩崎委員 障害を持つ方が、居宅介護を利用して、一人で暮らせればよいが、実際、重度の障害を持つ方が1人で生きていくのは非常に難しく、親も不安に感じている。将来、入所施設やグループホームが無くなっても、当事者が自宅で周りの手を借りながら生きていける時代になれば非常に理想的だが、それは本当に可能なのか。

片桐委員 障害者権利委員会の勧告内容は、現実的な財政や人口動態などを考慮せず、当事者の目線で考えている。最終的に目指しているのは、24時間ヘルパーをつけられる状態だが、実際、日本は少子高齢化が進んでおり、支える人と支えられる人のバランスがいびつになってきているためなかなか難しいのが現状である。

一方で、一人暮らしができる方も少なからずいるのではないかと認識している。精神障害の方を対象としたアンケートでは、6割がグループホーム等の施設ではなく、一人暮らしをしたいという結果が出ている。また、自治体によっては24時間ヘルパーを利用して暮

らすという実態がある。さらに、一人暮らしに移行した方に、定期的な巡回訪問や支援を行う自立生活援助というサービスができ、できる限り一人暮らしができるようにしようという流れになっている。

エ 令和5年度以降の協議会について

太田係長 「資料4」に基づき説明。

今年度まで、年2回定例の協議会を開催しているが、年1回の定例会と、必要に応じて開催する臨時会の構成としたいと考えている。

定例会は主に前年度の取り組み状況と、当年度の取り組み計画について、共有、意見、意見交換等を行う。また臨時会は、協議、協議、助言が必要な事例が発生した場合に参集する。

事例については、相談窓口に寄せられた案件のうち、特に協議を要するものや、自立支援協議会において地域課題として挙げられたものなどを想定をしている。また臨時会はオンラインでの開催も可能とすることも想定をしている。

河合会長 特にご意見等無いため、説明いただいた形で今後進めていきたい。

オ 差別事例について

太田係長 昨日、相談事例の報告があったので、急遽この協議会で情報共有させていただきたい。

精神障害で、自立訓練を利用している方が、今後地域で一人暮らしをするため、物件を探し始めたところで発生した事例である。

ある不動産会社に物件の内覧を申し込んだところ、該当の障害者支援施設を利用している方は、精神障害の方であるため、内覧はご遠慮させていただきたいというお話があった。事業所の職員が交渉したが、理解を得られず、現在は他の仲介業者を探している。

今後、市として必要な取り組み等、委員の皆様からご意見いただきたい。

片桐委員 障害者に対する差別にあたりと感じた。当事者の不利益になることを配慮すると、この協議会がある意義として、相談があった時に、ある程度の対応をするべきではないか。例えば、会長名あるいは事務局のしかるべき立場の方名義で宅地建物取引業協会に文書等で要

請をするべきではないか。

西山工三委員 明らかに障害者に対する差別であると認識している。

今は別の事業者にあたっているため対応はしないというのは、逆に行政の対応に問題があると指摘されてもおかしくない。この協議会で対応すべきところは、しっかり対応していかなければならない。

河合会長 市として、対応が必要ではないかとお指摘があったが、事務局からご意見いただきたい。

太田係長 今後の対応として、行政の方で協議はさせていただくが、この場で委員の皆様からこうした方がよいというご意見をお聞かせいただきたい。

西山俊彦委員 モニタリング会議を行った際にこの話を聞き、行政へ情報提供をしていないということから、相談情報シートの用紙を事業所へ送った。相談シートについては、市からサービス提供事業所へ周知を行っているが、事業所は忘れていたため、報告はしていなかったという経緯があるため、再度周知が必要ではないか。

池亀委員 私は、精神科の病院に勤務しているが、このような話はよくある。ただ、言わないでほしいという患者様が多くいるのが現実である。過去にも不動産会社によって、対応に差を感じる場面があった。

協議会として、不動産会社全体に周知や通知を足すことをご検討いただければと思う。

また、相談シートについて、この協議会委員になってから、しっかり把握できたが、以前は知らなかったため、もう一度、関係機関へ周知をしていただきたい。

太田係長 相談・情報シートについては、再度、関係事業所等に周知を徹底させていただきたい。

また、個別に不動産会社に何か対応をするようなことは、この協議会ではできないが、今後、宅建協会等を通して周知啓発をするなどの対応は、市として可能かと思われる。対応方法や動き方をこの協議会でご意見をいただきたい。

西山工三委員 私は、人権擁護委員協議会で、人権に関する問題が出たときに対応することがあるが、基本的にこの内容について、今ある情報だけ

では、どう対応すべきか分からない状態である。問題が起こった時、マスコミに取り上げられて大きくなってしまうと今後の生活に影響を及ぼすことも考えられる。

まず、実情をしっかりと把握をし、具体的な対応については、関係者と十分話し合いを行いながら進めていく必要がある。さらに、関係事業者に障害者差別や合理的配慮について、周知を徹底していただきたい。

片桐委員 手法として、事案がでてきた際に、ご本人が個別の対応を望まなかった場合でも、個人が特定される情報を伏せて、関係協会へ事例について報告を行い、今後そのようなことがないよう配慮いただきたいという旨の文書や案内を出すことが決着の一つの落としどころだと考えている。

もう一つは、障害者差別の問題は、身近にいる支援者が代弁したり、権利擁護したりする必要があると考えられる。池亀委員がおっしゃったように、実際にこのような事例が多々あるのであれば、もっと相談が挙がってきてほしいので、サービス提供事業所に周知をしていくことが必要。

河合会長 ご意見・ご指摘いただいたことを参考に市の方で進めていただければと思う。

太田係長 まずは、当事者や関係支援者の皆様から、更に現状把握をさせていただき、対応を検討する。

9 問合せ先

福祉部福祉課 TEL : 025-520-5694
E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。